

## 特別代理人選任の申立てについて

(後見人と被後見人との利益相反の場合)

名古屋家庭裁判所

はじめに

後見人が、被後見人との間でお互いの利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます。）をするには、被後見人のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に申し立てなければなりません（民法826条1項、860条）。例えば、被後見人との間で遺産分割の協議をしたいときや、後見人が自己の債務の担保として被後見人が所有する不動産に抵当権を設定したいときには、この申立てをして、家庭裁判所に特別代理人を選任してもらう必要があります。

申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙 800円（申立書に貼付）
- 郵便切手 178円（84円切手2枚、10円切手1枚）

(本人と申立人について)

- 住民票写し（本籍地の記載のあるもの）  
ただし、既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要です。

(特別代理人候補者について)

- 住民票写し（本籍地の記載のあるもの）
- 承諾書

(その他の添付書類)

〈遺産分割目的の場合〉

- 遺産分割協議書（案）
- 遺産の評価額が判明する資料

〈(根)抵当権設定目的の場合〉

- (根)抵当権設定の契約書（案）
- 金銭消費貸借契約書（案）
- 保証委託契約書（案）（保証会社と保証委託契約を締結する場合）
- 不動産登記簿謄本写し（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要です。）

※ 上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

受付印	
収入印紙	800円
予納郵便切手	円

<b>特別代理人選任申立書</b> (成年後見事件用)
この欄に収入印紙800円分をはる。
はった印紙に押印しないでください。

進口頭		基本事件番号	平成・令和	年(家)第	号
-----	--	--------	-------	-------	---

名古屋家庭裁判所	御中	申立人の	
		署名押印	甲野太郎 ㊟
令和〇〇年〇〇月〇〇日(作成日)		又は記名押印	

添付資料	申立人・本人の住民票写し(本籍地の記載のあるもの)	各1通
	特別代理人候補者の住民票写し(本籍地の記載のあるもの), 承諾書	各1通
	(遺産分割目的の場合) 遺産分割協議書案, 遺産の評価額が判明する資料	各1通
	(抵当権設定目的の場合) 抵当権設定契約書案, 金銭消費貸借契約書案	各1通
	保証委託の場合は保証委託契約書案, 不動産登記簿謄本等	各1通
※住民票や不動産登記簿謄本については, すでに提出され, 変更がない場合は添付不要です。		
※このほかの資料の提出をお願いすることがあります。		

申立人	住所	〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	
	電話番号	000 (000) 0000	携帯電話 000 (0000) 0000
	フリガナ氏名	コウケンタロウ 後見太郎	大正・昭和・平成 00年 00月 00日生
被後見人との関係	① 後見人      2 利害関係人      3 その他 (                      )		
成年被後見人	本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	
	住所	〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	
	フリガナ氏名	コウケンハナコ 後見花子	大正・昭和・平成 00年 00月 00日生

(注) 太枠の中だけ記入してください。





(上記5で③にレ点を付した場合)

- 成年被後見人が現住している自宅のローンを担保するための法律行為である。
- 成年被後見人を扶養する成年後見人の財産を保全するための法律行為である。
- その他(その内容を具体的に記載してください。) ※余白が足りないときは、別紙を用いて下さい。

(上記5で④にレ点を付した場合は、その理由を具体的に記載してください。)

※余白が足りないときは、別紙を用いて下さい。

7 私は、下記の特別代理人の義務を理解したうえで、特別代理人に就任することを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇

電話番号 000 (000) 0000

氏名 乙 川 秋 雄 印

### 特別代理人の義務

特別代理人は、成年被後見人の利益を保護するために、善良なる管理者の注意をもって(自分の財産を処分する場合の注意よりも高度の注意をもってという意味です。)事務を処理すべき義務を負います。この義務に違反した場合には、成年被後見人に対して、損害賠償責任を負うことがあります。

なお、特別代理人の職務自体は、審判によって定められた行為の終了とともに終わります。

[問い合わせ先] 名古屋家庭裁判所

本 庁 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1  
電話番号 052-223-2015 (ダイヤル)

一宮支部 〒491-0842 愛知県一宮市公園通り4-1-7  
電話番号 0586-73-3169 (ダイヤル)

半田支部 〒475-0902 愛知県半田市宮路町200-2  
電話番号 0569-21-0354 (ダイヤル)

岡崎支部 〒444-8554 愛知県岡崎市明大寺町奈良井3  
電話番号 0564-51-8970 (ダイヤル)

豊橋支部 〒440-0884 愛知県豊橋市大国町110  
電話番号 0532-52-3237 (ダイヤル)